



男女差別はもう無くなったと思っていませんか

女性に参政権がなく、相続は男性が優先された過去の時代から、法的な男女差別が無くなり男女同権の世の中となりました。しかし、今なお男女共同参画社会の実現が提起され、さまざまな活動が展開されているのは、まだ男女間の格差があるからだと思います。女性の政治家や管理職が少ない、地域での指導者も圧倒的に男性が多い、正規で働く女性は少ないなど、格差はさまざまな分野で存在しています。何年あるいは何十年先に「男女共同参画」と言われなくなったなら、そのときが真に男女平等の社会になったときと言えるでしょう。

実は男性はもちろん、女性の心の中にもまだまだそういう考えが残っているのではないのでしょうか。体力的なことなどを除けば、能力の面で男女間に差があるとは思えません。求められているのは、性別にかかわらず「自分らしさ」が発揮できる社会です。そのためには「女性は男性に従うべき」という男性上位の考えを無くしていくことが何より大切だと思います。家事は女房がやって当然、自分は主人だから、でーんと構えていればいいというような男が上という考え方は、まだ根深く残っていますので、まずその考え方を払拭しなければなりません。

最後に、昨年の「男女共同参画週間」で選ばれたキャッチフレーズを紹介します。

「男で〇、女で〇、共同作業」

寄稿者  
土岐市人権擁護委員の皆さん

〈他人事じゃない!? 怖~いトラブル〉

消費生活のお話

まちづくり推進課(内線185)

契約とは

契約は、申し込みと承認の意思表示により成立します。そのため、契約書のような書類を作らなくても契約書に印鑑を押さなくても、口約束だけでも成立するのです。例えばコンビニでパンを買うことも契約です。

いったん契約が成立すると、その契約は法律に縛られるため、一方的に契約をやめたり内容を変更したりすることはできません。

民法では、20歳未満の未成年者が契約するには親などの同意が必要と定められており、同意がない契約は取り消すことができます。しかし、次の4つのケースについては取り消しができません。

- ▽親が自由に使ってよいと認めた金額内の契約 (例 お小遣い、仕送り)
  - ▽親が支払った契約
  - ▽結婚している者の契約
  - ▽未成年者自身が20歳以上であると偽って結んだ契約
- 若年者は知識が乏しいことも多く悪質商法に狙われています。20歳以上の年齢を書くよう指示されるなど、強引な契約に注意しましょう。

成人年齢を18歳に引き下げる民法改正が検討されています。将来当事者となるお子さんが悪質商法に遭わないために家族で契約のことを考えてみましょう。

**消費生活相談窓口**

日時 月~金曜日 午前9時~午後4時 (予約優先)

場所 まちづくり推進課 (文化プラザ隣)

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

